7　資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入について、課税仕入れが軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである場合等の課税仕入れ等の税額に係る地方消費税の額に相当する金額は、地方消費税を税率が一・七六パーセントの消費税であると仮定して消費税に関する法令の規定の例により計算することとした。（所得税法施行令第一八二条の二関係）

8　寄附金控除の対象となる公益の増進に著しく寄与する法人の範囲に、申請等関係事務を市町村又は市町村の長その他の執行機関の名において処理する業務を主たる目的とする地方独立行政法人を加えることとした。（所得税法施行令第二一七条関係）

9　分配時調整外国税相当額控除について、所得税の額から控除する集団投資信託の収益の分配に係る分配時調整外国税相当額の計算等の細目を定めることとした。（所得税法施行令第二二〇条の二及び第二九二条の六の二関係）

10　不動産関連法人の株式等譲渡益課税について、不動産関連法人の判定時期を、その株式の譲渡の日から起算して三六五日前の日から当該譲渡の直前の時までの間のいずれかの時に見直すこととした。（所得税法施行令第二八一条関係）

11　信託財産に係る利子等の課税の特例について、次の措置を講ずることとした。（所得税法施行令第三〇〇条及び第三〇六条の二関係）

㈠　集団投資信託の収益の分配に係る所得税の額から控除する外国所得税の額の計算の細目を定める。

㈡　受託者取得目的証券投資信託の信託財産について納付した所得税（外国所得税を含む。）の額を控除することができる集団投資信託の収益の分配に係る所得税の範囲の細目を定める。

㈢　右記㈠の収益の分配の支払を受ける者がその支払を受ける収益の分配に係る源泉徴収税額の計算の細目を定める。

㈣　集団投資信託を引き受けた法人は、当該集団投資信託の収益の分配の支払を受ける者に対して通知外国所得税の額その他の事項を通知しなければならない。

12　給与等の支払を受ける居住者は、新生命保険料等の金額の支払をした旨を証する書類に記載されるべき事項を電磁的方法により提供するときは、当該書類に記載されるべき事項が記録された電子証明書等を給与所得者の保険料控除申告書に記載すべき事項と併せて提供しなければならないこととした。（所得税法施行令第三一九条の二関係）

13　その都度告知等を要しないこととする特例の対象となる個人が、氏名又は住所の変更に係る告知等をする場合には、その者の個人番号の告知等を要しないこととし、当該告知等の際の個人番号を証する書類の提示等に代えて、その者の変更前の氏名又は住所及び変更後の氏名又は住所が記載された住所等変更確認書類の提示をすることができることとした。（所得税法施行令第三三六条～第三三九条、第三四二条～第三四四条、第三四八条～第三五〇条、第三五〇条の三～第三五〇条の五及び第三五〇条の八～第三五〇条の一〇関係）

二　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成一八年政令第一二四号）の一部改正関係

給与等の支払を受ける居住者は、給与所得者の保険料控除申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合には、旧長期損害保険料の金額の支払をした旨を証する書類の提出又は提示に代えて、当該書類に記載されるべき事項を電磁的方法により提供することができることとした。（所得税法施行令の一部を改正する政令附則第一四条関係）

三　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二七年政令第一四一号）の一部改正関係

資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入に関する経過規定について、所要の規定の整備を行うこととした。（所得税法施行令の一部を改正する政令附則第九条関係）

四　この政令は、一部の規定を除き、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇法人税法施行令等の一部を改正する政令（政令第一三二号）（財務省）

一　法人税法施行令の一部改正関係

1　組織再編成に係る適格要件について、次の見直しを行うこととした。（法人税法施行令第四条の三関係）

㈠　株式の保有関係について、組織再編成後に適格株式分配が見込まれている場合における適格株式分配後の完全支配関係の継続を不要とする。

㈡　共同で事業を行うための組織再編成の適格要件について、当初の組織再編成の後に完全支配関係がある法人間で従業者又は事業を移転することが見込まれている場合にも、当初の組織再編成の適格要件のうち従業者従事要件及び事業継続要件を満たすこととする。

2　恒久的施設の範囲について、次の見直しを行うこととした。（法人税法施行令第四条の四関係）

㈠　恒久的施設とされる支店等の範囲を、支店等、天然資源を採取する場所その他事業を行う一定の場所に見直す。

㈡　恒久的施設とされる長期建設工事現場等について、二以上に分割して契約された場合における期間要件の判定方法等を定める。

㈢　外国法人が一定の活動を行う場所（当該活動を含む。）は、当該活動がその事業の遂行にとって準備的又は補助的な性格のものである場合には、一定の要件の下、恒久的施設とされる支店等及び長期建設工事現場等に含まれないものとする。

㈣　恒久的施設とされる代理人の範囲を、国内において外国法人に代わって、その事業に関し、反復して一定の契約の締結等をする者（当該者の活動が当該外国法人の事業の遂行にとって準備的又は補助的な性格のものである場合における当該者及び独立代理人（専ら又は主として一又は二以上の自己と特殊の関係にある者に代わって行動する者を除く。）を除く。）に見直す。

3　適格要件、資本金等の額の計算、対価の交付が省略されたと認められる組織再編成の範囲及び株主等が交付を受けたものとみなされる株式の価額、株式の取得価額、被合併法人等及び合併法人等の有する株式の帳簿価額の計算、資産調整勘定又は差額負債調整勘定の金額の計算等の細目を定めることとした。（法人税法施行令第四条の三、第八条、第二三条、第一一九条、第一一九条の三、第一一九条の七の二、第一二二条の一五及び第一二三条の一〇関係）

4　連結納税の承認の申請手続等について、次の見直しを行うこととした。（法人税法施行令第一四条の七関係）

㈠　連結子法人となる法人の連結納税の承認申請書を提出した旨の届出を不要とする。

㈡　連結子法人となる法人が連結親法人等との間に完全支配関係を有することとなった場合の書類の提出を不要とする。

5　連結納税の承認の取消しの手続等について、連結完全支配関係を有しなくなった等の事由が生じた場合の連結子法人等による書類の提出を不要とすることとした。（法人税法施行令第一四条の九関係）

6　電子情報処理組織による申告の特例について、次のとおり整備を行うこととした。（法人税法施行令第一四条の一〇、第一五〇条の三及び第一五五条の四七の二関係）

㈠　本特例における特定法人の範囲から法人課税信託の受託法人を除外する。

㈡　本特例による申告が納税申告書により行われたものとみなされる法令の細目を定める。

7　資産の販売等に係る収益の認識等について、資産の販売等に係る収益の額につき修正の経理をした場合の処理、資産の販売等の対価として受け取ることとなる金額のうち金銭債権の勘定としていない金額がある場合の処理等について定めることとした。（法人税法施行令第一八条の二、第九九条、第一一九条の一〇、第一二三条の八、第一二九条、第一五五条の五及び第一五五条の六関係）

8　寄附金の損金不算入に対する特例制度の対象となる公益の増進に著しく寄与する法人の範囲に、申請等関係事務を市町村又は市町村の長その他の執行機関の名において処理する業務を主たる目的とする地方独立行政法人を加えることとした。（法人税法施行令第七七条関係）